

## 第33回県民総合スポーツ大会兼第19回埼玉県障害者スポーツ大会 令和2年度彩の国ふれあいピック春季大会 実施要項

### 1 目 的

埼玉県内のスポーツを愛好する仲間が集い、日頃の練習の成果を発揮し、記録を競い、さらなる可能性に挑戦するとともに、交流を深め障がい者スポーツの一層の振興を図ることを目的とする。  
また全国障害者スポーツ大会の埼玉県及びさいたま市の代表選手候補者の選考を兼ねた大会とする。

### 2 名 称

第33回県民総合スポーツ大会兼第19回埼玉県障害者スポーツ大会  
令和2年度彩の国ふれあいピック春季大会

### 3 主 催

埼玉県、埼玉県教育委員会、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、  
さいたま市  
一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

### 4 運 営

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

### 5 競技主管(予定)

埼玉県アーチェリー協会、埼玉県障害者アーチェリー協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟、埼玉県障害者水泳協会、埼玉県卓球協会、埼玉県障がい者卓球協会、埼玉県障害者フライングディスク協会、埼玉県ボウリング連盟、埼玉県障がい者ボウリング協会、埼玉県ボッチャ協会、一般財団法人埼玉陸上競技協会、埼玉県障害者陸上競技協会

(順不同)

### 6 協 力 (予定)

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会、埼玉県障がい者スポーツ指導者協議会、埼玉県特別支援学校体育連盟、公益社団法人埼玉県手をつなぐ育成会、社会福祉法人埼玉県身体障害者福祉協会、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会、公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会、NPO法人埼玉県障害者協議会、草加光陽育成会、川越市ボランティアセンター、熊谷市ボランティアセンター、公益社団法人埼玉県理学療法士会、国立大学法人埼玉大学、埼玉工業大学、東洋大学、平成国際大学、法政大学、立教大学、立正大学、埼玉純真短期大学、武蔵丘短期大学、関東福祉専門学校、国立障害者リハビリテーションセンター学院、埼玉県立誠和福祉高等学校、ウニクスボウル南古谷店、熊谷スポーツ文化公園、埼玉県障害者交流センター、埼玉県総合リハビリテーションセンター

(順不同)

## 7 実施競技、日程、会場等

開始時刻は、アーチェリー競技8時30分、その他競技9時00分を予定

競技	期日	会場	対象
陸上競技	5月17日(日)	熊谷スポーツ文化公園陸上競技場 熊谷市上川上300	身体・知的
水泳	5月17日(日)	埼玉県障害者交流センター さいたま市浦和区大原3-10-1	身体・知的
アーチェリー(注1)	5月3日(日・祝)	はらっパーク宮代 宮代町金原295	身体
卓球	5月23日(土)	彩の国くまがやドーム体育館 熊谷市上川上300	身体・知的・精神
卓球(STT)	5月10日(日)	埼玉県障害者交流センター さいたま市浦和区大原3-10-1	身体(視覚)
フライングディスク	5月17日(日)	彩の国くまがやドーム多目的運動場 熊谷市上川上300	身体・知的
ボウリング	5月10日(日)	ユニクスボウル南古谷店 川越市泉町1-1 ユニクス南古谷内	身体・知的
ボッチャ(注2)	5月23日(土)	埼玉県立武道館主道場 上尾市日の出4-1877	身体(肢体不自由)

注1) 第47回春季埼玉県アーチェリー大会 兼 2020年度国民体育大会選考会と兼ねて実施

注2) 2021年全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技導入に向けての、プレ大会として実施  
本大会での全国障害者スポーツ大会代表選考は行いません

## 8 参加資格

次の(1)(2)の条件を満たす者。

- (1) 令和2年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者。  
※身体障がい者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。  
※知的障がい者は、埼玉県療育手帳制度要綱(埼玉県告示第1365号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。  
※精神障がい者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- (2) 埼玉県内に現住所(住民票のある地)を有しているか、または埼玉県内の施設・学校等に入所、通所、通学している者。

## 9 競技について

- (1) 競技・種目・障がい区分  
別表I「障がい区分番号・競技コード番号表」のとおりとします。
- (2) 競技種目の決定  
陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャの7競技から1競技を選定してください。陸上競技、水泳、フライングディスクは2種目(全国障害者スポーツ大会代表を希望する選手は、必ず2種目を選定すること)を選定してください。
- (3) 競技規則  
別表Iの競技については、原則として公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則(2020年4月1日改訂)」によるものとします。なお、改訂があった場合は、最新の規則を適用します。  
ただし、ボッチャ競技は、立位・座位に分けて、個人戦(2エンド)で実施します。

## 1 0 申込方法

### (1) 参加申込者

様式1【参加申込書（競技別1-1～1-7）】に必要事項を記入し、下記①～④いずれかに参加申込書を提出してください。

■申込み受付期間 令和2年2月18日（火）～3月3日（火）まで

①居住する市町村の障がい者スポーツ担当課

②通学している学校

③入所・通所している施設

④埼玉県障害者交流センター（スポーツ指導担当） ※持参のみ（休館日除く）

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会へ直接 FAX・郵送等での申込みはお受けできませんので、ご注意ください。

### (2) 申込みを受けた団体（市町村、学校、施設）

様式2【団体総括表】を作成のうえ、参加申込者から提出された参加申込書を添付し、一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会に郵送・持参（平日9：00～17：00）にてご提出ください。

■申込み書類提出期限 令和2年3月10日（火）必着

■申込みを受けた団体（市町村、学校、施設）からの申込書提出先

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内  
一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

■大会全般の問合せ先

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

TEL 048-822-1120 FAX 048-822-1121

ホームページ <https://sainokuni-sasa.or.jp>

## 1 1 費用

無料。

ただし、ボウリングに参加する選手はゲーム代（900円）が必要となります。

## 1 2 健康・安全管理

(1) 参加者は各自の責任において健康管理し、あらかじめ「かかりつけ医」等の診断をうけてください。

(2) 大会当日、体調の悪い方は競技等への参加を中止してください。

(3) 介助、付添等が必要な参加者は、参加者あるいは所属団体で対応してください。

(4) 主催者は、この大会期間中の応急措置のみを行います。

## 1 3 傷害保険の加入

主催者において、参加者を被保険者とした普通傷害保険（レクリエーション保険）に加入します。

補償内容 死亡時：300万円 入院時：1日 3,000円 通院時：1日 1,500円

## 1 4 プログラム・ゼッケンについて

プログラム、ゼッケンについては、申込み団体を通じて事前に配布します。埼玉県障害者交流センターで申込みを行った場合は、居住する市町村を申込み団体とします。

## 1 5 障がい区分の確認

陸上競技、水泳、卓球で全国障害者スポーツ大会代表を希望する肢体不自由（陸上競技は肢体IV電動車椅子常用を除く）の選手は、大会当日、障がい区分の確認を行います。確認の結果によっては、申込み時の種目に変更となる場合があります。

また、昨年度までに確認済みの方については確認の必要はありませんが、次にあてはまる場合は、再度確認を受けてください。

- ①障がい区分カードに「要継続確認者」の表示がある
- ②障がい（体の状態）に変化があった場合
- ③競技方法が変更になる場合（例：投てき方法を立位から座位に変更した など）
- ④全国障害者スポーツ大会競技規則における障がい区分改正等の場合

なお、障がい区分カードは大会当日提示を求めることがありますので、必ずご持参ください。

障がい区分確認予定

競技名	時間	場所
陸上競技	8：00～9：20	熊谷スポーツ文化公園 陸上競技場
水泳	9：00～9：30	埼玉県障害者交流センター 体育館
卓球	プログラム配布時に連絡	彩の国くまがやドーム 体育館

ボッチャ

大会当日、会場内に障がい区分相談コーナーを設けます。

2021年全国障害者スポーツ大会代表を希望する選手は、できる限り、障がい区分をご確認ください。時間・場所等詳細は、プログラム配布時に連絡します。

## 1.6 記録証の発行

競技の記録については、記録証を発行し、申込み団体を通じて後日送付します。

## 1.7 全国障害者スポーツ大会代表選手希望について

- (1) 埼玉県代表を希望、さいたま市代表を希望、希望しない（大会参加のみ）のいずれか1つを選定してください。埼玉県代表は埼玉県内（さいたま市を除く）に現住所を有する者、さいたま市代表はさいたま市内に現住所を有する者が希望することができます。ただし、施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は、その所在地の代表を希望することもできます。
- (2) 申込み時に代表選考希望について未記入の場合は、「希望しない」とみなします。
- (3) 第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」中止に伴う埼玉県・さいたま市代表選手（個人競技）の出場回数取り扱いについては、出場回数に含めないものとします。

## 1.8 その他

### (1) 障がい区分の照会について

申込みに際し、参加選手の障がい区分に不明な点があるときは、様式3【障がい区分質問用紙】に必要事項を記載の上、FAXまたはE-mailでお問い合わせください。（電話ではお受けできません）

### (2) 写真等の使用について

競技結果や大会で撮影する写真等は、当協会会報やホームページ等に掲載する場合及び、障がい者のスポーツに関する広報用として使用する場合があります。また、大会当日、テレビ・新聞等の報道機関が来場することが予想され、写真、映像がテレビ・新聞等で報道されることがありますので、ご了承の上参加してください。

### (3) タオル、昼食その他必要なものは各自で用意してください。

### (4) この要項に定めるもののほか、大会の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

## さんか      かん      せいやくじこう 参加に関する誓約事項

1      たいかい      さんか      さい      じこ      しんたいじょうきょう      じゅうぶん      こうりよ      もうしこ  
大会への参加に際し、自己の身体状況を十分考慮し、申込みしますので、  
けんこうじょう      もんだい      じこ      せきにな  
健康上の問題は、自己の責任といたします。

2      たいかいさんか      じこ      しょう      およ      しつぺい      しんたいじょうきょう      みずか  
大会参加にあたり、自己の障がい及び疾病による身体状況については自  
いし      いけん      うかが      やくそく  
ら医師の意見を伺うことを約束いたします。

3      たいかいとうじつ      しんぶんとう      ほうどうきかん      らいじょう      よそう      せんしゅ  
大会当日、テレビ・新聞等の報道機関が来場することが予想され、選手の  
しめい      しゃしん      えいぞう      しんぶんとう      ほうどう  
氏名、写真、映像がテレビ・新聞等で報道されることがあります。

また、たいかい      とうきょうかい      とう      しょう      くぶん      ねんれい  
大会プログラムや当協会ホームページ等には、障がい区分・年齢・

しめい      だんたいめい      きょうぎちゅう      しゃしんとう      けいさい  
氏名・団体名・競技中の写真等を掲載します。

いじょう      じこう      どうい      さんかも      こ      せいやく  
以上の事項に同意し参加申し込みすることを誓約します。

## 障がい区分の説明

1. この競技規則は、全国障害者スポーツ大会のために制定されたものであり、肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障がいに合った区分を選択するようにしている。したがって、運動機能の障がい程度から区分される国際競技団体の「クラス分け」とは大きく異なる。
2. 障がい区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
3. 障がい重複している場合には、選択した1つの障がい区分ですべての競技に参加しなければならない。
4. 肢体不自由者の障がい区分
  - (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、片側の障がいとして区分する（両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する）。
  - (2) 多肢切断や両上肢障がいなど、複数の部位の切断や機能障がいがある場合は、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障がいとして区分する）。
  - (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
  - (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
  - (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）。
  - (6) 完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または股・膝・足関節）の全てに機能障がいのあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
  - (7) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障がいがあるような場合には、競技によっては、最も上位の障がい部位（上腕）の切断として扱っても、機能障がいとして扱ってもよい。
  - (8) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、スポーツの場面のみに車いすを使用していることをいう。
  - (9) 切断または機能障がいのある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障がい区分とする。
  - (10) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障がいのある車いす常用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
  - (11) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障がい状況に応じて他の区分となることもある。
5. 視覚障がいの視力は、良い方の視力で判定する。視野については、障がい区分の判定要因に含めない。
6. 内部障がいは、ぼうこう又は直腸機能障がいのみを対象とする。